

令和5年4月21日 開会
令和5年4月21日 閉会
第 24 回
(通算第 213 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 3 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和5年4月12日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和5年4月21日
2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 24 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和5年4月21日
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	農業委員 会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員 潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし
出席委員	農業委員 会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員 潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員
	農地利用 最適化 推進委員 齋藤一政
欠員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉会	議長は 9時37分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	尾崎勝典 正木潤一
会期の決定	令和5年4月21日
開議	令和5年4月21日
備考	

第 24 回農業委員会
(通算第 213 回)

令和5年4月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	<p>本日の欠席の方は、齋藤一政委員、農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として尾崎委員、正木委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の所在は〇、地目は田、面積〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇さん、譲受人は〇さん、広島県の方です。</p> <p>申請地は〇〇にある農地で、譲受人である〇さんの拠点場所から約0.5kmです。譲受人は、農地を取得して申請の農地で水稻を栽培されるということです。</p> <p>機械は田植え機、トラクター等を所有されています。有償譲渡で10aあたり20万円ということです。</p> <p>申請地は譲受人の所有地の近隣にあり、周辺住民と十分話し合いながら農業経営を進める予定なので問題ないと思われます。万一苦情等あった場合は責任を持って対処されるということです。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、地区の担当の見川委員さんに現地の報告を、よろしくお願いします</p>
見川委員	<p>おはようございます。〇さんは40年くらい前から色んな人に作ってもらっていて、トラクター等もなく、今からする気はないということで、〇さんに譲ることにした、ということなんですが、僕の作っている田んぼの隣なんで、問題はないです。</p> <p>以上です</p>
議長	<p>問題なし、という現地の農業委員さんの、報告ございました。</p> <p>それでは、皆様のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしくお願いします。</p> <p>ございませんか？無いようでしたら、決の方に移らせていただこうと思いますが、よろしいですね？</p> <p>それでは、第1号議案、この3条の許可申請にあたっての、賛成の委員さんの挙手を求めます。</p>

ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。この件につきましては、先ほども申しました様に、先月審議いたしました。が、否決という案件でございます。その後、農業会議の方へ諮問いたしまして、農業会議の方針も出てまいりました。それをもって、もう一度、審議のやり直しという形になりましたので、まず、報告とその経緯につきまして、詳しくは事務局の方から、説明をいたします。

事務局

議案第2号の2番について説明します。

農地の所在は、〇、地目 畑、面積〇㎡、その他に2筆で合計3筆、合計面積は〇㎡です。譲渡人は〇さん、広島県の方、譲受人は株式会社〇、広島県にある法人です。

転用目的は太陽光発電装置設置です。

この案件は、前回（3月22日）の総会で否決となりましたが、再審議として議案に上げています。その理由を説明します。

この案件については転用面積が3000㎡を越えているため、県の常設審議会に諮る案件となるため県の審議会に諮問をしました。県の審議会が開催される前の4月6日に県の農業会議の委員による現地調査が行われました。現地調査には、県の農業会議から事務局3名、担当委員2名により調査が行われました。それを受けて4月10日に松江市で県の常設審議会が開催され、吉賀町からは、堀田と私が参加し、内容について説明をしています。

説明としては、この案件は吉賀町農業委員会で不許可となったこと、不許可となった主な理由としては、地域住民から太陽光発電装置の設置を反対する陳情書が出されており、周辺の住民との合意形成が不十分であり、許可をしても確実に転用に供する可能性がない為不許可の判断をしたということの説明をしました。

しかし、県の常設審議会では、委員の現地調査の報告を受け内容を審議された結果「許可相当」という答申が出されました。その理由としては、農地法に照らし合わせても申請書類には不備がないこと、また、被害防除措置は適切に計画されており、周辺の営農に支障を生ずる恐れはないということ、また、吉賀町のガイドラインに基づき、町との協議が行われており、事前協議終了通知書が出されていること等を理由に、農地法に基づく不許可の理由には該当しないという説明でした。

そのため県の審議会での許可相当という答申を受けて、吉賀町農業委員会会議規則の第3条に基づき、再審議として議案に上げることとしました。委員の皆様には、この案件について再度審議をしてもらうことになるわけですが、判断材料として、

この案件について弁護士に相談した内容もお伝えしたいと思います。住民から反対の陳情書が出ており、合意形成が十分ではない場合、農業委員会としてはどのように判断すべきかを聞いたところ、農業委員会の立場としては、「農地法に従ってのみよし悪しの判断をすべき」という見解でした。

地域から出された陳情書には、陳情の理由として9項目挙げられておりますが、この中で農業委員会が対応できるものは、②手順を踏まえず進められている（説明会の前に着工）のみとなります。これは、電柱の設置のことです。

弁護士の見解では、電柱設置だけでは法令違反とは言えず、事業者に対して町のガイドラインに従うよう行政指導をすることによって、追認できるというということでした。そのため、行政指導をした結果、始末書の提出がありました。

このように文書を提出して謝罪をしているため、後追いで転用許可を認める追認という方法で、議案にあげています。

町から事業者に出された「事前協議終了通知書」には、町から業者に対して遵守するよう行政指導した内容を記載しています。

吉賀町農業委員会で反対された委員の理由の主なものとして、地元住民と事業者との間で合意形成がなされていないことがありました。

農業委員会は、紛争を解決する場ではないことから、町から事業者に出された「事前協議終了通知書」に記載されている、「今後も引き続き細やかな説明を行い、地域住民との良好な関係を保つように努めること」という町の意見を事業者が遵守するよう、行政指導するしかないと考えています。

また、事業者から提出された書類には、「土砂の流出で周辺の土地に影響がないように、被害防除対策には万全を期す。万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応する」と記載されています。

以上の見解を踏まえて、委員の皆様におかれましては、再度、慎重にご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

議長

そうしますと、今説明がありました様なところですので、皆様のご意見を伺おうと思います。

ご意見のある方、挙手をもって、ご意見を伺います。

はい、山吹委員

山吹委員

すみません。ちょっと、ガイドラインを見とって思ったんですけど、一番引っかかるのは地域住民との合意形成とあるんですが、その所の所がちゃんと諮られてないのが一番のネックで、これが出るという事は、ちゃんと住民と会社との協議が完全に行われてないんじゃないかな、と思えるんですけど、その点どうでしょうか。

議 長	<p>実際に、今、山吹さんがおっしゃった様に、役場からもらった通知書の関係なんです、これに関しては、農業委員会は一切関知しておりませんので、実際どういう状況であったかというのは、なかなか我々には周知することは出来ないんですが、まあ噂の話は少し、河口委員さんが担当委員さんなので、少し情報が入ってきましたんですが、どうするんだろうかね、ガイドラインの流れをきちっと、我々は見えていかないといけないね、という話はしておりました。</p>
山吹委員	<p>農業委員会としては、こういう風に挙がっておれば、地元と業者の協議とかというのは、別に考えずにいてもいいって事ですかね？</p>
議 長	<p>この陳情等々につきまして、農業委員会の方に出されても、なかなかそれを、ひとつの案件として取り上げるというのは難しいという事の見解が、逆に農業会議の方から出たような形になって、説明が重複しましたけど、そういう状況が一つあるという所は、皆さんちょっと認識しておいていただいたら、という事でございます。</p>
山吹委員	<p>分かりました。</p>
田淵委員	<p>おはようございます。許可申請の中に、「永久」という言葉を使っておられるんですが、太陽光パネルが永久に持つものではないので、まあ内容は十分理解していませんですけど、寿命としては20年程度の寿命しかないという事を聞いておりますね。この「永久」という言葉は使うべき言葉じゃないんじゃないですか。</p>
事務局	<p>通常のお墓でも、他の転用の案件にしても、このように「永久」という言葉を使っているんですけど、今回は一時転用ではなくて、ずっと転用する、という事で、業者に売るということで申請を出されてますので、その後20年後には、町からも指導しています通り、年数が古くなったら責任もって対処する、とかですとか、あと、新しいものに更新するとかあるんですけど、今回の審議の内容としては、20年後の事までは審議はしなくてもよろしいのではないかなと思います。</p>
議 長	<p>他にございませんか？</p> <p>無いようでしたら、裁決に移らせていただいて、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、裁決に移らせていただきます。</p> <p>第2号議案、農地法第5条1項目の認可申請につきまして、賛成の方の、農業委員の挙手を求めます。</p>

	<p>はい、9名の賛成がありましたので、この案件は承認されましたので、ご報告申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、今回の審議の内容は、また、県の農業会議の方に報告させていただきます。先ほど説明しました資料ですが、個人の名前が書いていますので、今日、説明の資料は回収させていただこうと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号について説明します。</p> <p>この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。</p> <p>基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>新規案件を読み上げます。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>今、事務局が第3号議案の利用権設定関係の新規案件の説明をいたしました。</p> <p>ご意見のある方、挙手で、よろしくお願いします。</p> <p>ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>無いようでしたら採決の方に移らせていただきます</p> <p>第3号議案につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、挙手全員でございます。よって、認可されました。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p> <p>この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが解約された案件の届出です。</p> <p>農地中間管理機構へ貸付されていた農地で、○さんが耕作されていましたが、亡くなられたため解約されました。手続きは息子さんの○さんがされています。</p> <p>この農地は、先ほどの農地法第3条の議案に出した案件で、○さんが購入される予定です。</p>

以上で説明を終わります。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9時 37分閉会